

令和6年以後の生前贈与による相続税対策の留意点

1. 相続時精算課税を選択する場合の留意点

相続時精算課税では、基礎控除の枠内の贈与は贈与税・相続税が課税されません。毎年110万円以下の贈与を継続して行う場合は、相続時精算課税の選択が有利になります。また、特別控除が最大2,500万円と大きく、例えば中小企業経営者が後継者へ高額 of 自社株を贈与する場合には、相続時精算課税を選択する方が贈与税負担は小さくなります。ただし、相続時精算課税を選択した場合には

- ① 選択後に贈与を受けた財産の価額は、贈与者に係る相続税の課税価格に加算（次頁【事例1】参照）
- ② 贈与者が死亡した場合の相続税計算では、贈与財産は贈与時の価額で加算されるので、相続時の価額が贈与時よりも下落したときには相続税計算上不利となる（15頁【事例2】参照）
- ③ 受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の相続人に納税義務が承継される（18頁【事例3】参照）

という問題点があるので注意が必要です。また、相続時精算課税はいったん選択すると撤回することができないので、将来、納税者不利となる税制改正が行われた場合には、対応が困難になることにも留意する必要があります。

2. 暦年課税の留意点

暦年課税では、相続人とならない人（例えば孫）への贈与は、その贈与を受けた人が遺贈で贈与者から財産を取得しない限り、贈与者に係る相続税計算上、贈与財産の加算はありません。したがって相続財産を取得しない孫への贈与は、改正前と同様、暦年課税の選択が有利になります。

【事例1】 相続時精算課税の適用財産の課税漏れと特定贈与者に係る相続税の計算①

質問

(株)Xの前代表取締役の甲は、2009年10月に後継者である子AにX社株式（贈与時の相続税評価額1億円）を全て贈与し、Aはその贈与を受けたX社株式に係る贈与税について相続時精算課税を選択して、贈与税の申告と1,500万円(= [1億円 - 2,500万円] × 20%)の納税を行いました。2021年3月に甲が死亡し、相続人のAが甲の全財産を相続して甲に係る相続税の申告を期限内に行いましたが、2023年のY税務署の相続税調査により、2013年12月に甲からAへ現金100万円の贈与があったことが判明しました。Aは、その贈与により取得した現金について2013年分の贈与税の申告を行っておらず、また甲に係る相続税の計算にも含めていません。

この場合において、甲に係る相続税の計算上、2013年にAが贈与を受けた現金100万円は、どのように取扱われるのでしょうか。

回答

2013年にAが甲から贈与を受けた現金100万円は、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産であることから、贈与税の申告や課税の有無には関係なく、甲に係る相続税の計算上、相続財産と合算されます。

【事例1】 相続時精算課税の適用財産の課税漏れと特定贈与者に係る相続税の計算②

解説

1. 相続時精算課税の贈与者が死亡した場合の相続税

相続時精算課税の贈与者（「特定贈与者」・甲）が死亡した場合は、相続時精算課税適用者であるAの相続税額は、その死亡の時までに特定贈与者から贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の評価額（贈与時の価額）と相続又は遺贈により取得した財産の評価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、Aに課せられた相続時精算課税に係る贈与税*（相法36①又は②の規定により更正又は決定ができなくなった贈与税を除く。）を控除して算出します（相法21の15、21の16、相基通21の15-3）。

なお、相続時精算課税の適用年分以後の特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額は、贈与税の申告（課税）が行われたかどうかにかかわらず、そのすべてが相続税の課税価格に算入されます（相基通21の15-1及びその解説）。

【事例1】 相続時精算課税の適用財産の課税漏れと特定贈与者に係る相続税の計算③

2. 本問への当てはめ

Aは、2009年の甲からのX社株式の贈与につき、相続時精算課税選択届出書を提出していることから、2013年の甲から贈与を受けた現金100万円は、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産に該当します。

2023年時点では、2013年分の贈与税の決定の期限（相法36により、原則としてその年分の贈与税の申告期限から6年を経過する日＝2020年3月15日、偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れた等の場合の贈与税は、その年分の贈与税の申告期限から7年を経過する日＝2021年3月15日）を過ぎており、2013年のAが甲から贈与を受けた現金100万円は贈与税の課税（＝決定を受けること。）はされませんが、前頁1の通り甲に係る相続税の課税価格に加算されます。

なお、贈与を受けた現金について、Aが課されるべき贈与税20万円（＝100万円×20%）は、本来は前頁1の「Aに課せられた相続時精算課税に係る贈与税」に含まれますが、2013年分の贈与税の上記の決定の期限を過ぎて決定できなくなっているため、甲に係る相続税の計算上は控除することはできません（相基通21の15－3かっこ書）。

【事例2】 相続時精算課税の特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算①

質問

乙は2023年2月に死亡しました。乙は遺言を作成しておらず、相続人である長男と次男が協議した結果、次男がその財産（相続時の評価額5,500万円）を相続し、債務及び葬式費用500万円を負担しました。乙はかつて株Yの代表取締役でしたが、2013年10月に後継者である長男にY社株式（贈与時の相続税法上の評価額1億円）を全て贈与し、長男はその贈与を受けたY社株式に係る贈与税について相続時精算課税を選択して、贈与税1,500万円（＝ $[1億円 - 2,500万円] \times 20\%$ ）を納付しています。しかし、Y社はその贈与から9年後の2022年12月に経営破綻し、解散しています。上記の場合、乙に係る相続税につき長男と次男が納付すべき税額はどのように計算するのでしょうか。

回答

乙に係る相続税につき長男と次男が納付すべき税額は、次頁の通りに計算されます。

【事例2】 相続時精算課税の特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算②

解説

1. 相続時精算課税の贈与者が死亡した場合の相続税

事例2に係る贈与者(「特定贈与者」・乙)が死亡した場合、相続時精算課税適用者である長男の相続税額は、その死亡の時までに特定贈与者から贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の評価額と相続又は遺贈により取得した財産の評価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、長男が既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します(相法21の15、21の16)。この場合、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額は、相続税の申告により還付を受けることができます(相法27③、33の2①)。

相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の相続税評価額です(相法21の15①、21の16③)。

相続時精算課税適用者である長男は、特定贈与者の乙からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるもの(=Y社株式)を、乙から相続により取得したものとみなされ、相続税の計算を行います(同21の16①)。乙の死亡時にはY社はすでに解散しており、長男はY社株式を有していませんが、その贈与時の評価額1億円を基に相続税が課税されます。

【事例2】 相続時精算課税の特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算③

2. 長男と次男の相続税の計算

- ①長男の課税価格1億円（乙から贈与を受けた時のY社株式の評価額）
- ②次男の課税価格5,500万円（相続財産） - 500万円（債務） = 5,000万円
- ③相続税の総額の基になる税額の計算（長男分）： { (① + ②) - 4,200万円（基礎控除） }
× 1/2 × 30% - 700万円 = 920万円（次男分も同じ）
∴ 相続税の総額 = 920万円 × 2 = 1,840万円
- ④長男の相続税額1,840万円 × [① ÷ (① + ②)](0.67)* - 1,500万円（相続時精算課税分の贈与税額） =
△2,672,000円（還付）
- ⑤次男の相続税額1,840万円 × [② ÷ (① + ②)](0.33)* = 6,072,000円
*財産の取得割合は小数点第3位以下を四捨五入。

3. 留意点

個人が贈与を受けた財産につき相続時精算課税を選択した場合、その財産がY社株式のように贈与者の相続開始時までにはその価値がゼロとなったときであっても、その贈与時の評価額（1億円）に基づいて、特定贈与者に係る相続税の総額（上記③）は計算されます。この結果、相続時精算課税適用者（長男）の相続税額だけでなく、他の相続人（次男）の相続税額にも影響を与えることとなりますので、留意が必要です。

【事例3】 特定贈与者より先に受贈者（相続時精算課税適用者）が死亡した場合の相続税の計算①

質問

私の父は2023年1月に死亡しました。相続人は私のみです。父は、2007年に祖父Yから賃貸不動産Z（贈与時の相続税法上の評価額1億円）の贈与を受けました。父は生前、祖父からこの賃貸不動産以外の財産の贈与は受けていません。父は、その贈与に係る贈与税について提出期限までに申告書を提出するとともに、相続時精算課税の選択届出を行い、贈与税1,500万円を納付しています。なお、祖母（父の母）は既に亡くなっていますが、父に賃貸不動産を贈与した祖父Yはまだ健在です。将来、祖父Yが亡くなった場合に、祖父に係る相続税の計算上、父が祖父から贈与を受けた賃貸不動産の取扱いは、どのようになるのでしょうか。

回答

相続時精算課税に係る贈与者（以下「特定贈与者」）であるYの死亡前に、相続時精算課税を選択した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」）である父が死亡した場合は、父の相続人であるあなたは、原則、Yが死亡した時に父の代襲相続人としてYから相続で取得した財産の価額に、父が相続時精算課税の適用を受けたYからの贈与財産（賃貸不動産Z）の価額（＝父が贈与を受けた時の価額）を加えて、Yに係る相続税額を計算します。

【事例3】 特定贈与者より先に受贈者（相続時精算課税適用者）が死亡した場合の相続税の計算②

解説

1. 相続時精算課税適用者の有していた相続税の納税に係る権利義務の承継

特定贈与者の死亡以前に、その特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合、その相続時精算課税適用者の相続人は、その相続時精算課税適用者が有していた相続時精算課税の適用を受けたことによる納税に係る権利又は義務を承継します（相法21の17①）。

ただし、その相続人のうちに特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その相続時精算課税適用者の有していた納税に係る権利又は義務を承継しません（同ただし書）。

2. 本問へのあてはめ

ご質問の場合、相続時精算課税適用者父の相続人であるあなたは、上記1より、特定贈与者であるYの死亡時に、その相続税の納税義務を父から承継します。Yの死亡時において、あなたは、①父がYから贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける賃貸不動産Zの価額（父が贈与を受けた時の相続税法上の評価額1億円）と、②あなたが父の代襲相続人としてYから相続又は遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に父が納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額1,500万円を控除した額の相続税の納税または還付を受けることとなります。

なお、父の死亡時にあなたが相続を放棄し、祖父Yが父の相続人となる場合、相続時精算課税適用者である父の相続人が特定贈与者のYのみとなり、上記1のただし書よりYは父の有していた相続時精算課税の適用に伴う権利又は義務を承継しません。この場合はYに係る相続税の計算上、父がYから贈与を受けた賃貸不動産を加算する必要はありません（相基通21の17-3）。

山崎 信義

税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。



